

山梨県公報

第三百八十一号

令和五年

五月二十九日

月 曜 日

目次

○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………三六一

公 告

○使用料の収納事務の委託……………三六一

○落札者の決定について……………三六一

○開発行為に関する工事の完了について……………三六一

○物品売払代金の収納事務の委託……………三六一

公安委員会

○高速自動車国道中央自動車道の自動車の通行禁止制限その他の交通規制告示の一部改正……………三六一

告 示

山梨県告示第百五十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

令和五年五月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

急傾斜地崩壊危険区域

平成十七年山梨県告示第百九十一号中の標柱番号八号と同告示文中の標柱番号七号を結んだ線、同標柱番号と同告示文中の標柱番号十六号を結んだ線、同標柱番号と同告示文中の標柱番号十五号を結んだ線、同標柱番号と次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号二十一号の標柱を結んだ線、標柱番号二十一号から二十三号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号二十三号と同告示文中の標柱番号八号を結んだ線に

公 告

● 使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

令和五年五月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 委託の相手方 甲府市貢川一丁目四番二十七号 S P S・桔梗屋・K B S共同事業体

二 委託に係る使用料 山梨県立美術館、山梨県立文学館及び山梨県芸術の森公園の使用料

三 委託の期間 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和五年五月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

(一) 名称 山梨県電子入札・公共事業総合管理システム用機器等

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

		囲まれた区域						
		標柱番号	郡 市 町 村	大 字	字			
大野	二十一	同上	上野原市	大野	ふつ田			
	二十二					同上	同上	同上
	二十三							
	二八二八番				地番			

- (一) 名称 山梨県県土整備部県土整備総務課
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 令和五年四月十八日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所

(一) 名称 株式会社J E C C
 (二) 住所 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

- 五 落札金額 五千七百九万九千九百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定による公告を行った日 令和五年三月九日

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九條第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
 令和五年五月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 北杜市大泉町西井出字古林八千五百六十六番三十及び八千五百六十六番百六十二の一部
 (「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北杜市大泉町西井出八千五百六十六番 M i p o x 株式会社 代表取締役 渡邊 淳

● 物品売払代金の収納事務の委託
 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八條第一項の規定により、次のとおり物品売払代金の収納事務を委託した。
 令和五年五月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 委託の相手先 山梨県中巨摩郡昭和町西条二七九九番地 株式会社アルプス
- 二 委託に係る物品売払代金 三分一湧水館における生産物の販売に係る物品売払代金
- 三 委託の期間 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

公安委員会

山梨県公安委員会告示第六十号

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番

高速自動車国道中央自動車道の自動車の通行の禁止制限その他の交通規制(昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十五号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置され、又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号)第四条の規定により告示する。
 令和五年五月二十九日

山梨県公安委員会

委員長 高橋 英尚

別表第三の二六二の項の次に次のように加える。

二六三	中央自動車道西宮線(連絡部)	北杜市明野町三之蔵一、二、三番地先から北杜市明野町三之蔵四番地先まで	二五〇メートル	自動車	五〇	高速	令和五年五月二十九日告示第六〇号
二六四	中央自動車道西宮線(連絡部)	北杜市明野町三之蔵一、二、三番地先から北杜市明野町三之蔵四番地先まで	二五〇メートル	自動車	五〇	高速	令和五年五月二十九日告示第六〇号

別表第十四の次に次の一表を加える。

別表第十五 追越しを禁止する場所の指定

一	中央自動車道西宮線	北杜市明野町小笠原八七〇番地先から北杜市明野町三之蔵一、二、三番地先までの上り線	七〇メートル	自動車	終日	高速	令和五年五月二十九日告示第六〇号
二	中央自動車道西宮線	北杜市明野町三之蔵一、二、三番地先から北杜市明野町三之蔵四番地先までの上り線	七〇メートル	自動車	終日	高速	令和五年五月二十九日告示第六〇号
三	中央自動車道西宮線	北杜市明野町二先から北杜市明野町三之蔵四番地先までの上り線	三〇メートル	自動車	終日	高速	令和五年五月二十九日告示第六〇号
四	中央自動車道西宮線	北杜市明野町三之蔵四番地先までの下り線	三〇メートル	自動車	終日	高速	令和五年五月二十九日告示第六〇号